

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年12月28日

【中間会計期間】 第14期中(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

【会社名】 株式会社リヴァンプ

【英訳名】 Revamp Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員CEO 湯浅 智之

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目12番16号 北青山吉川ビル

【電話番号】 03-5413-7200(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 管理部長 鈴木 元

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山二丁目12番16号 北青山吉川ビル

【電話番号】 03-5413-7200(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 管理部長 鈴木 元

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期中	第13期中	第14期中	第12期	第13期
会計期間	自 平成28年 4月1日 至 平成28年 9月30日	自 平成29年 4月1日 至 平成29年 9月30日	自 平成30年 4月1日 至 平成30年 9月30日	自 平成28年 4月1日 至 平成29年 3月31日	自 平成29年 4月1日 至 平成30年 3月31日
売上高 (千円)	642,134	611,897	2,525,783	1,816,937	3,052,099
経常利益 (千円)	215,631	189,620	697,555	115,059	549,385
中間(当期)純利益 (千円)	159,332	123,611	456,270	28,530	1,434,008
持分法を適用した 場合の投資利益 又は投資損失() (千円)	2,457	15,122	10,472	4,915	38,287
資本金 (千円)	275,500	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	429,500	485,109	485,109	485,109	485,109
純資産額 (千円)	1,997,461	3,086,157	5,159,943	2,891,790	4,500,068
総資産額 (千円)	2,609,510	3,504,885	6,147,767	3,442,759	5,277,187
1株当たり純資産額 (円)	5,147.43	6,956.15	11,575.64	6,518.05	10,143.08
1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	426.16	278.62	1,025.14	71.71	3,232.23
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	73.5	86.5	83.9	84.0	85.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	334,242	382,230	697,905	572,107	394,700
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	31,578	11,444	92,596	12,790	68,182
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	297,424	52,000	10,000	895,086	52,000
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	1,045,781	2,155,724	3,857,800	1,836,938	3,262,490
従業員数 (名)	47	50	168	45	155

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

(経営・マーケティング事業)

持分法非適用会社であった株式会社catchの株式を追加取得し、連結子会社としております。

この結果、平成30年9月30日時点では、当社グループは、当社、連結子会社5社及び関連会社3社により構成されることとなりました。

3 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000
計	1,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年12月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	485,109	485,109	非上場・非登録	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 (注)1、2
計	485,109	485,109		

(注)1. 株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりであります。

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めを設けております。

2. 当社は単元株制度を採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日 (名称)	平成28年3月14日 (第3回新株予約権)	平成30年5月18日 (第4回新株予約権)	平成30年5月18日 (第5回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 41 当社子会社取締役 1 当社子会社従業員 60	当社取締役(監査等委員を除く) 1 当社取締役監査等委員 2 当社執行役員 5 当社従業員 84	当社子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	22,980 [22,580](注) 1	12,728[12,593](注) 1	1,000[1,000](注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,980 [22,580](注) 1	普通株式 12,728[12,593] (注) 1	普通株式 1,000[1,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,500(注) 2	20,000(注) 2	20,000(注) 2
新株予約権の行使期間	平成30年3月17日 ～平成38年3月16日	平成32年5月26日 ～平成40年4月16日	平成32年5月26日 ～平成40年4月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,500 資本組入額 2,250	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(1) 本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員又は使用人の地位を有していなければならない。 (2) 新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間4回を限度として、これを行うことができる。 (3) 新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、1年6ヶ月を経過しなければ行使することができない。	(1) 本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員又は使用人の地位を有していなければならない。 (2) 新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間4回を限度として、これを行うことができる。 (3) 新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、1年6ヶ月を経過しなければ行使することができない。	(1) 本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員又は使用人の地位を有していなければならない。 (2) 新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間4回を限度として、これを行うことができる。 (3) 新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、1年6ヶ月を経過しなければ行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3		

当中間会計期間の末日(平成30年9月30日)における内容を記載しております。当中間会計期間の末日から提出日の前月末現在(平成30年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当中間会計期間の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織再編を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行います。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項及び行使条件
上記「新株予約権の行使の条件」及び「新株予約権の取得条項(注)4」に準じて、組織再編行為の際に当社の取締役会で決定する。
4. 新株予約権の取得条項は以下のとおりであります。
 - (1) 以下の、及びの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約、又は分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画承認の議案
 - (2) 以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、当社は無償で新株予約権の全部を取得することができる。
 - 新株予約権者が当社又は関係会社の取締役等の地位を喪失した場合
 - 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合
 - 新株予約権者が破産宣告を受けた場合
 - 新株予約権者が関係法令、当社又は関係会社の社内規則等に違反した場合
 - 新株予約権者が別途当社との間で締結する新株予約権引受契約書の規定に違反した場合
 - (3) 当社は、新株予約権の行使の条件の一部又は全部を満たさないため行使することができなくなった新株予約権については、取締役会が別途定める日に、これを無償で取得することができる。

決議年月日 (名称)	平成30年12月17日 (第6回新株予約権)	平成30年12月17日 (第7回新株予約権)	平成30年12月17日 (第8回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社従業員 27	当社子会社取締役 1	社外協力者 3
新株予約権の数(個)	1,400(注) 1	200(注) 1	2,500(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 1,400(注) 1	普通株式 200(注) 1	普通株式 2,500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	23,000(注) 2	23,000(注) 2	23,000(注) 2
新株予約権の行使期間	平成32年12月22日 ～平成40年11月29日	平成32年12月22日 ～平成40年11月29日	平成32年12月22日 ～平成40年11月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 23,000 資本組入額 11,500	発行価格 23,000 資本組入額 11,500	発行価格 23,000 資本組入額 11,500
新株予約権の行使の条件	(1) 本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員又は使用人の地位を有していなければならない。 (2) 新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間4回を限度として、これを行うことができる。 (3) 新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、2年を経過しなければ行使することができない。	(1) 本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員又は使用人の地位を有していなければならない。 (2) 新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間4回を限度として、これを行うことができる。 (3) 新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、2年を経過しなければ行使することができない。	(1) 本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員又は使用人の地位を有していなければならない。 (2) 新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間4回を限度として、これを行うことができる。 (3) 新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、2年を経過しなければ行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3		

平成30年12月17日開催の取締役会決議の内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織再編を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行います。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項及び行使条件
上記「新株予約権の行使の条件」及び「新株予約権の取得条項(注)4」に準じて、組織再編行為の際に当社の取締役会で決定する。
4. 新株予約権の取得条項は以下のとおりであります。
- (1) 以下の、及びの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約、又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画承認の議案
 - (2) 以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、当社は無償で新株予約権の全部を取得することができる。
新株予約権者が当社又は関係会社の取締役等の地位を喪失した場合
新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合
新株予約権者が破産宣告を受けた場合
新株予約権者が関係法令、当社又は関係会社の社内規則等に違反した場合
新株予約権者が別途当社との間で締結する新株予約権引受契約書の規定に違反した場合
 - (3) 当社は、新株予約権の行使の条件の一部又は全部を満たさないため行使することができなくなった新株予約権については、取締役会が別途定める日に、これを無償で取得することができる。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日		485,109		100,000		1,065,962

(5) 【大株主の状況】

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
澤田貴司	東京都世田谷区	167	37.5
湯浅智之	東京都世田谷区	97	21.8
カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号	80	17.9
瓜生健太郎	東京都文京区	25	5.6
齋藤武一郎	東京都渋谷区	21	4.7
伊藤雅俊	東京都港区	20	4.4
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	19	4.3
玉塚元一	東京都渋谷区	10	2.3
福部明浩	東京都世田谷区	3	0.6
千田勇一	東京都世田谷区	1	0.3
計		445	99.4

(注) 上記のほか当社所有の自己株式39千株があります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 39,350		
完全議決権株式(その他)	普通株式 445,759	445,759	
単元未満株式			
発行済株式総数	485,109		
総株主の議決権		445,759	

【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社リヴァンプ	東京都港区北青山二丁目 12番16号 北青山吉川ビル	39,350		39,350	8.1
計		39,350		39,350	8.1

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

6 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
経営&マーケティング事業	22
業務・デジタル&IT事業	130
投資事業	0
全社(共通)	16
合計	168

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 上記表には、受入出向社員を含みます。
3. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

2 【経営成績等の概要】

(業績等の概要)

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いております。米国経済においても半世紀ぶりの低い失業率水準にあること等を背景に着実な回復が続いており、ユーロ圏・英国経済についても、来年3月の英国のEU離脱交渉の遅れの懸念はあるものの、緩やかな景気の回復が続いております。

このような環境の下、当社は引き続き主力業務である経営・マーケティング事業と業務・デジタル&IT事業を中心に業容拡大を進めました。平成30年4月には株式会社catchの株式を追加取得し、経営・マーケティング事業におけるクリエイティブ領域の強化を図っております。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は2,525,783千円(前年同期比312.8%増)、営業利益は697,467千円(同267.8%増)、経常利益は697,555千円(同267.9%増)、中間純利益は456,270千円(同269.1%増)となっております。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

なお、前事業年度より、アクトタンク株式会社、リヴァンプ・ビジネスソリューションズ株式会社及び株式会社リヴァンプベンチャーズを当社が吸収合併したことに伴い、経営管理区分を見直した結果、報告セグメントを従来の「コンサルティング事業」「投資事業」の2区分から、「経営・マーケティング事業」「業務・デジタル&IT事業」「投資事業」の3区分に変更しております。

以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

経営・マーケティング事業

経営・マーケティング事業については、平成29年10月にアクトタンク株式会社を吸収合併したことにより、前年同期ではアクトタンク株式会社にて計上していた取引が、当中間会計期間では当社の取引として計上することになりました。その他にも、昨年度以前よりお取引頂いているクライアントからの継続的な受注や制作案件の受注等により業績が拡大し、売上高533,632千円(前年同期比191.1%増)、セグメント利益(経常利益)231,025千円(同335.1%増)となりました。

業務・デジタル&IT事業

業務・デジタル&IT事業についても、平成29年10月にリヴァンプ・ビジネスソリューションズ株式会社を吸収合併したことにより、前年同期ではリヴァンプ・ビジネスソリューションズ株式会社にて計上していた取引が、当中間会計期間では当社の取引として計上することになりました。その他にも、昨年度以前よりお取引頂いているクライアントからの継続的な受注や、基幹システム刷新案件の受注といった案件の大型化の影響により業績が拡大し、売上高1,990,150千円(前年同期比364.4%増)、セグメント利益(経常利益)676,709千円(前年同期比176.1%増)となりました。

投資事業

投資事業については、投資先の損益取込の実施による損失等が発生いたしました。その結果、売上高2,000千円、セグメント損失(経常損失)は123千円となりました。なお、前年同期において、投資事業における売上高、セグメント損益の計上はありませんでした。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比較して595,309千円増加し、3,857,800千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と、その要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、697,905千円のプラス(前中間会計期間は382,230千円のプラス)となりました。これは主に、未払金及び未払費用の減少額102,522千円があったものの、税引前中間純利益697,555千円、売上債権の減少額72,237千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、92,596千円のマイナス(前中間会計期間は11,444千円のマイナス)となりました。これは主に、子会社株式の取得による支出42,000千円、敷金及び保証金の差入による支出51,910千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、10,000千円のマイナス(前中間会計期間は52,000千円のマイナス)となりました。これは主に、自己株式の処分による収入42,000千円があったものの、短期借入金の純増減額(減少)52,000千円があったことによるものであります。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績及び受注実績

当社は、コンサルティング及び投資に関する事業を行っており、提供するサービスの性質上、生産実績及び受注実績の記載に馴染まないため、省略しております。

(2) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
経営・マーケティング事業	533,632	191.1
業務・デジタル&IT事業	1,990,150	364.4
投資事業	2,000	
合計	2,525,783	312.8

(注) 1. 前事業年度より報告セグメントの区分を変更しており、前年同期比較につきましては、前年同期の数字を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、リヴァンプ・ビジネスソリューションズ株式会社及びアクトタンク株式会社は平成29年10月に当社を存続会社とする吸収合併を行ったことにより、当中間会計期間では取引が発生しておりません。また、前中間会計期間の株式会社良品計画及び株式会社大創産業については取引が発生しておりません。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
リヴァンプ・ビジネスソリューションズ(株)	138,533	22.6	-	-
アクトタンク(株)	126,510	20.7	-	-
(株)良品計画	-	-	503,690	19.9
(株)大創産業	-	-	306,963	12.2

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の中間財務諸表について、三優監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,262,490	3,857,800
売掛金	675,609	622,932
営業投資有価証券	786,506	1,031,450
たな卸資産	6,517	24,347
その他	116,613	102,625
流動資産合計	4,847,738	5,639,155
固定資産		
有形固定資産	¹ 19,217	¹ 13,034
無形固定資産	9,159	7,734
投資その他の資産		
関係会社株式	241,826	283,826
その他	165,470	210,241
貸倒引当金	6,224	6,224
投資その他の資産合計	401,072	487,842
固定資産合計	429,448	508,611
資産合計	5,277,187	6,147,767
負債の部		
流動負債		
買掛金	186,991	192,410
短期借入金	124,000	72,000
未払法人税等	6,690	241,284
前受収益	8,231	-
賞与引当金	104,768	156,453
役員賞与引当金	34,000	17,010
その他	³ 286,037	³ 201,131
流動負債合計	750,718	880,289
固定負債		
長期末払金	26,400	26,400
繰延税金負債	-	81,134
固定負債合計	26,400	107,534
負債合計	777,118	987,824

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	1,065,962	1,065,962
その他資本剰余金	1,141,000	1,174,486
資本剰余金合計	2,206,962	2,240,448
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,042,705	2,498,976
利益剰余金合計	2,042,705	2,498,976
自己株式	168,038	159,524
株主資本合計	4,181,629	4,679,900
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	318,439	480,042
評価・換算差額等合計	318,439	480,042
純資産合計	4,500,068	5,159,943
負債純資産合計	5,277,187	6,147,767

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日)
売上高	611,897	2,525,783
売上原価	313,729	1,635,763
売上総利益	298,167	890,020
販売費及び一般管理費	108,534	192,552
営業利益	189,632	697,467
営業外収益	1 724	1 598
営業外費用	2 736	2 510
経常利益	189,620	697,555
税引前中間純利益	189,620	697,555
法人税等	3 66,009	3 241,284
中間純利益	123,611	456,270

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		繰越利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	1,065,962	1,141,000	2,206,962	608,696	608,696	168,038	2,747,620	
当中間期変動額									
中間純利益					123,611	123,611		123,611	
自己株式の処分								-	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	123,611	123,611	-	123,611	
当中間期末残高	100,000	1,065,962	1,141,000	2,206,962	732,307	732,307	168,038	2,871,231	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	144,169	144,169	2,891,790
当中間期変動額			
中間純利益			123,611
自己株式の処分			-
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	70,755	70,755	70,755
当中間期変動額合計	70,755	70,755	194,367
当中間期末残高	214,925	214,925	3,086,157

当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	1,065,962	1,141,000	2,206,962	2,042,705	2,042,705	168,038	4,181,629
当中間期変動額								
中間純利益					456,270	456,270		456,270
自己株式の処分			33,486	33,486			8,513	42,000
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	-	33,486	33,486	456,270	456,270	8,513	498,270
当中間期末残高	100,000	1,065,962	1,174,486	2,240,448	2,498,976	2,498,976	159,524	4,679,900

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	318,439	318,439	4,500,068
当中間期変動額			
中間純利益			456,270
自己株式の処分			42,000
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	161,603	161,603	161,603
当中間期変動額合計	161,603	161,603	659,874
当中間期末残高	480,042	480,042	5,159,943

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	189,620	697,555
減価償却費	1,147	8,828
賞与引当金の増減額(は減少)	18,619	51,685
役員賞与引当金の増減額(は減少)	8,478	16,990
受取利息及び受取配当金	317	589
支払利息	736	510
売上債権の増減額(は増加)	172,009	72,237
たな卸資産の増減額(は増加)	80	17,829
営業投資有価証券の増減額(は増加)	172,000	2,118
仕入債務の増減額(は減少)	9,959	10,738
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	53,925	102,522
未払消費税等の増減額(は減少)	30,170	6,089
その他	8,228	7,365
小計	443,135	704,467
利息及び配当金の受取額	304	592
利息の支払額	633	464
法人税等の支払額	60,575	6,690
営業活動によるキャッシュ・フロー	382,230	697,905
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	1,220
貸付けによる支出	6,000	-
貸付金の回収による収入	124	2,534
子会社株式の取得による支出	-	42,000
敷金及び保証金の差入による支出	-	51,910
保険積立金の積立による支出	5,569	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,444	92,596
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	52,000	52,000
自己株式の処分による収入	-	42,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	52,000	10,000
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	318,786	595,309
現金及び現金同等物の期首残高	1,836,938	3,262,490
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 2,155,724	1 3,857,800

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの.....中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

投資事業組合等への出資金(営業投資有価証券を含む)

組合等の財産の持分相当額を純額で計上し、損益の持分相当額を純額で計上しております。

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品.....個別法

貯蔵品.....最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

営業投資有価証券売上高及び売上原価

売上高のうち投資収益については、経営支援・投資目的の営業投資有価証券の売却益(純額)、受取配当金及び投資事業組合等の投資収益のうち持分相当額を計上しております。

また、売上原価のうち投資損失については、営業投資有価証券の評価損及び売却損(純額)を計上しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,822千円は、「投資その他の資産」の「その他」165,470千円に含めて表示しております。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	17,984千円	19,837千円

2 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
(株)ヒーロー	45,835千円	40,837千円

下記の会社の賃貸借契約に伴う債務(契約未経過期間の賃料等)について債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
(株)フルスロットルズ	19,001千円	58,719千円
(株)ジェットセット	12,841 "	8,025 "
(株)シー・アイ・エー	13,608 "	3,402 "
(株)ジェイ・プレップ・キッズ	2,835 "	2,154 "
計	48,285 "	72,301 "

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
受取利息	317千円	589千円

2 営業外費用の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
支払利息	736千円	510千円

3 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

4 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
有形固定資産	712千円	7,403千円
無形固定資産	435 "	1,424 "

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	485,109	-	-	485,109

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	41,450	-	-	41,450

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
平成28年第3回ストック・オプションとしての新株予約権						
合計						

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	485,109	-	-	485,109

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	41,450	-	2,100	39,350

(変動事由の概要)

自己株式の減少2,100株は、平成30年5月14日開催の臨時株主総会決議に基づく自己株式の処分によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
平成28年第3回ストック・オプションとしての新株予約権						
平成30年第4回ストック・オプションとしての新株予約権						
平成30年第5回ストック・オプションとしての新株予約権						
合計						

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
現金及び預金	2,155,724千円	3,857,800千円
現金及び現金同等物	2,155,724千円	3,857,800千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

前事業年度(平成30年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,262,490	3,262,490	-
(2) 売掛金	675,609	675,609	-
(3) 営業投資有価証券	475,848	475,848	-
資産計	4,413,948	4,413,948	-
(1) 買掛金	186,991	186,991	-
(2) 短期借入金	124,000	124,000	-
(3) 未払法人税等	6,690	6,690	-
負債計	317,681	317,681	-

当中間会計期間(平成30年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,857,800	3,857,800	-
(2) 売掛金	622,932	622,932	-
(3) 営業投資有価証券	705,240	705,240	-
資産計	5,185,972	5,185,972	-
(1) 買掛金	192,410	192,410	-
(2) 短期借入金	72,000	72,000	-
(3) 未払法人税等	241,284	241,284	-
負債計	505,694	505,694	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:千円)

区分	平成30年3月31日	平成30年9月30日
営業投資有価証券	310,658	326,210
関係会社株式	241,826	283,826

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

前事業年度において、営業投資有価証券について5,787千円の減損処理を行っております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成30年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	475,848	782	475,065
小計	475,848	782	475,065
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
合計	475,848	782	475,065

当中間会計期間(平成30年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	705,240	782	704,457
小計	705,240	782	704,457
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
合計	705,240	782	704,457

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)に付与したストック・オプションの内容

	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
決議年月日	平成30年5月14日	平成30年5月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員を除く) 1 当社取締役監査等委員 2 当社執行役員 5 当社従業員 84	当社子会社取締役 1
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 12,728(注)1	普通株式 1,000(注)1
付与日	平成30年5月25日	平成30年5月25日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間		
権利行使期間	平成32年5月26日 ~平成40年4月16日	平成32年5月26日 ~平成40年4月16日
権利行使価格(円)	20,000(注)3	20,000(注)3
付与日における公正な評価単価(円)		

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織再編を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行います。

2. 権利行使の条件等

(1) 本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員又は使用人の地位を有していなければならない。

(2) 新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間4回を限度として、これを行うことができる。

(3) 新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、1年6ヶ月を経過しなければ行使することができない。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとします。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	36,100	36,100
持分法を適用した場合の 投資の金額	73,756	84,229

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
持分法を適用した場合の 投資利益の金額	15,122	10,472

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであり、「経営・マーケティング事業」「業務・デジタル&IT事業」「投資事業」の3つを報告セグメントとしております。

前事業年度より、アクトタンク株式会社、リヴァンプ・ビジネスソリューションズ株式会社及び株式会社リヴァンプベンチャーズの吸収合併に伴い、経営管理区分を見直した結果、報告セグメントを従来の「コンサルティング事業」「投資事業」の2区分から、「経営・マーケティング事業」「業務・デジタル&IT事業」「投資事業」の3区分に変更しております。

なお、前中間会計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメント区分に基づき作成したものを開示しております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「経営・マーケティング事業」は、主に経営戦略の立案支援や実行支援を中心とする経営支援業務及びマーケティング戦略の立案支援や制作支援を中心とするマーケティング支援業務を行っております。

「業務・デジタル&IT事業」は、BtoCビジネスを中心とする企業に対するコンサルティング業務を行っております。当該コンサルティング業務には、BtoCビジネスを展開する企業のシステム開発の支援業務や開発業務、デジタルマーケティング戦略の支援業務なども含んでおります。

「投資事業」は、主に自己資金による企業投資を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

前事業年度より、報告セグメントの利益又は損失は、当社の経営管理指標を営業利益から経常利益に変更したことに伴い、従来の営業利益又は営業損失ベースの数値から、経常利益又は経常損失ベースの数値に変更しております。

なお、前中間会計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの利益又は損失に基づき作成したものを開示しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)	中間財務諸表 計上額
	経営・マーケティング	業務・デジタル&IT	投資			
売上高						
外部顧客への売上高	183,334	428,563	-	611,897	-	611,897
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	183,334	428,563	-	611,897	-	611,897
セグメント利益	53,096	245,082	-	298,179	108,558	189,620
セグメント資産	51,229	103,073	407,682	561,984	2,942,900	3,504,885

(注) 1. 調整額の内容は次の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額 108,558千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額2,942,900千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

2. セグメント利益は、中間損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)	中間財務諸表 計上額
	経営・マー ケティング	業務・デジ タル&IT	投資			
売上高						
外部顧客への売上高	533,632	1,990,150	2,000	2,525,783	-	2,525,783
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	533,632	1,990,150	2,000	2,525,783	-	2,525,783
セグメント利益又は損失 ()	231,025	676,709	123	907,611	210,056	697,555
セグメント資産	145,925	517,534	1,031,450	1,694,910	4,452,857	6,147,767

(注)1. 調整額の内容は次の通りであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 210,056千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額4,452,857千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。
2. セグメント利益又は損失()は、中間損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アクトタンク(株)	126,510	経営・マーケティング
リヴァンプ・ビジネスソリューションズ(株)	138,533	業務・デジタル&IT

当中間会計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)良品計画	503,690	業務・デジタル&IT
(株)大創産業	306,963	業務・デジタル&IT

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
1株当たり純資産額	10,143.08円	11,575.64円

項目	前中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	278.62円	1,025.14円
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	123,611	456,270
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	123,611	456,270
普通株式の期中平均株式数(株)	443,659	445,082
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(ストック・オプションとしての第6回新株予約権の発行)

当社は、平成30年11月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の使用人に対して無償にて発行するストック・オプションとしての第6回新株予約権を発行することを決議し、平成30年12月21日に本新株予約権の割当を行っております。

(1) 新株予約権を発行する目的

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため

(2) 新株予約権(ストック・オプション)の具体的な内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1個当たり当社普通株式 1株

新株予約権の総数

1,400個

新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式 1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)における当初の行使価額は、23,000円とする。なお、決議日後に、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

また、決議日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、決議日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権の行使期間

租税特別措置法第29条の2第1項第1号に定める期間(新株予約権にかかる付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日まで)の範囲内で、平成32年12月22日から平成40年11月29日までとする。但し、権利行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使条件

)本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社又は関連会社とする。以下、子会社及び関連会社を「関係会社」と総称する。)の取締役、執行役員又は使用人(以下「取締役等」という。)の地位を有していなければならない。

)新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間4回を限度として、これを行うことができる。

)新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、2年を経過しなければ行使することができない。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記) 記載の資本金等増加限度額から上記) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(ストック・オプションとしての第7回新株予約権の発行)

当社は、平成30年11月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、連結子会社の取締役に対して無償にて発行するストック・オプションとしての第7回新株予約権を発行することを決議し、平成30年12月21日に本新株予約権の割当を行っております。

(1) 新株予約権を発行する目的

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため

(2) 新株予約権(ストック・オプション)の具体的な内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たり当社普通株式1株

新株予約権の総数

200個

新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)における当初の行使価額は、23,000円とする。なお、決議日後に、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

また、決議日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、決議日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権の行使期間

租税特別措置法第29条の2第1項第1号に定める期間(新株予約権にかかる付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日まで)の範囲内で、平成32年12月22日から平成40年11月29日までとする。但し、権利行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使条件

) 本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社又は関連会社とする。以下、子会社及び関連会社を「関係会社」と総称する。)の取締役、執行役員又は使用人(以下「取締役等」という。)の地位を有していなければならない。

) 新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間4回を限度として、これを行うことができる。

) 新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、2年を経過しなければ行使することができない。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記) 記載の資本金等増加限度額から上記) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(自社株式オプションとしての第8回新株予約権の発行)

当社は、平成30年11月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、社外協力者に対して無償にて発行する自社株式オプションとしての第8回新株予約権を発行することを決議し、平成30年12月21日に本新株予約権の割当を行っております。

(1) 新株予約権を発行する目的

今後の当社グループへの参画にあたり、当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため

(2) 新株予約権(自社株式オプション) の具体的な内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たり当社普通株式 1 株

新株予約権の総数

2,500個

新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)における当初の行使価額は、23,000円とする。なお、決議日後に、当社普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

また、決議日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求で

きる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使} \\ \text{価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使} \\ \text{価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込価額」を「1株あたり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、決議日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権の行使期間

新株予約権にかかる付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、平成32年12月22日から平成40年11月29日までとする。但し、権利行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使条件

本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社又は関連会社とする。以下、子会社及び関連会社を「関係会社」と総称する。)の取締役、執行役員又は使用人(以下「取締役等」という。)の地位を有していなければならない。

新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間4回を限度として、これを行うことができる。

新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、2年を経過しなければ行使することができない。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記)記載の資本金等増加限度額から上記)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(自己株式の取得)

当社は、平成30年11月14日開催の取締役会において、会社法第156条第1項及び同法第160条第1項の規定に基づき、特定の株主より自己株式を取得することにつき、平成30年11月30日開催の当社臨時株主総会に付議することを決議し、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元の実現、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行を可能とするため

(2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	19,500株(発行済株式(自己株式を除く)総数に対する割合4.3%)
株式の取得価額の総額	351,000,000円
取得先	伊藤忠商事株式会社より相対取引により取得
取得日	平成30年12月14日

(子会社株式の譲渡)

当社は、平成30年11月30日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社ジェイ・プレップ・キッズ(以下、JPK)の株式を当社の持分法適用会社である株式会社J Institute(以下、JI)に譲渡することを決議し、平成30年12月10日に譲渡いたしました。なお、本件に伴い、JPKは当社の連結子会社から除外されることとなります。

(1) 株式譲渡の理由

当社は、平成25年11月にJIの代表である齋藤 淳氏が有する英語教育のノウハウによる事業の組織的発展を支援するために、JIへの資本参加を行いました。また、平成26年2月には、JIでは対象としていなかった未就学児をターゲットに英語教育を実施するJPKを設立し、JIとともに東京都目黒区自由が丘を中心に事業を展開してまいりました。

平成30年4月より、東京都渋谷区にてJI及びJPKが同一の拠点にて事業を展開することを契機として、より両社が密な連携を図るとともに、統合による経営資源の相互活用を加速し、シナジーの最大化を早期に実現するべく、JI主導の体制のもとに事業を推進することがJI及びJPKの企業価値向上に資すると判断したものです。

(2) 株式譲渡の相手先の名称

株式会社J Institute

(3) 日程

取締役会決議日	平成30年11月30日
契約締結日	平成30年12月3日
株式譲渡実行日	平成30年12月10日

(4) 当該子会社の名称、事業内容及び当社との取引関係

名称	株式会社ジェイ・プレップ・キッズ
事業内容	英語学童教育事業、英語塾事業
当社との取引関係	JPKの管理業務及びシステム開発業務を受託しております

(5) 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡後の持分比率

譲渡株式数	3,300株
譲渡価額	90,066千円
譲渡後の持分比率	

2 【その他】

該当事項はありません。

第5 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書(少額募集等)及びその添付書類

ストックオプション制度に伴う新株予約権発行 平成30年5月11日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書(少額募集等)及びその添付書類

事業年度 第11期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成30年5月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第12期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成30年5月11日関東財務局長に提出。

事業年度 第13期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月29日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書

第12期中(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日) 平成30年5月11日関東財務局長に提出。

第13期中(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日) 平成30年5月11日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書

平成30年5月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)の規定に基づく臨時報告書

平成30年5月21日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書

平成30年8月15日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成30年5月15日提出の臨時報告書(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)に係る訂正報告書

平成30年5月18日関東財務局長に提出。

平成30年8月15日提出の臨時報告書(特定子会社の異動)に係る訂正報告書

平成30年10月1日関東財務局長に提出。

平成30年8月15日提出の臨時報告書(特定子会社の異動)に係る訂正報告書

平成30年12月10日関東財務局長に提出。

第二部 【関係会社の情報】

当中間会計期間において、持分法非適用会社であった株式会社catchの株式を追加取得し、連結子会社としております。

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容			
					役員の兼 任	資金の援 助(百万 円)	営業上の 取引	設備の賃 貸借状況
(株)catch	東京都 港区	2	広告業	70.0 [30.0]			管理業務 の受託	事務所の 賃貸

(注) 1 . 議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で示しております。

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月25日

株式会社リヴァンプ
取締役会 御中

三優監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 公 太

指定社員
業務執行社員 公認会計士 畑 村 国 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リヴァンプの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リヴァンプの平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。